

イ 周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること。

- 3 申請者の能力に関する基準については使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第 62 条第 1 項第 2 号の基準を満たすこと。

参考

【根拠法令】

使用済自動車の再資源化等に関する法律

(変更の許可)

第 70 条

破砕業者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(許可の基準)

第 69 条

都道府県知事は、第 67 条第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その事業の用に供する施設及び破砕業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 破砕業許可申請者が第 62 条第 1 項第 2 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

(破砕業の許可の基準)

第 62 条

法第 69 条第 1 項第 1 号（法第 70 条第 2 項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 施設に係る基準
- 二 破砕業許可申請者又は次条第一項に規定する変更申請者の能力に係る基準